

設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 守谷市役所庁舎増築及び改修工事基本・実施設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要を次のとおりとする。

- (1) 施設名称 守谷市役所
- (2) 敷地の場所 守谷市大柏950番地の1
- (3) 施設用途 庁舎

平成31年国土交通省告示第98号別添二第4号第2類とする。

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「・」印に「※」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 34,664,468 m²
- (b) 用途地域及び区域の指定 市街化調整区域

(2) 施設の条件

- (a) 延べ面積 増築部：2,000 m²程度 既存部(改修)：9,819.30 m²
- (b) 主要構造 鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造
- (c) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 ・Ⅰ類 ※Ⅱ類 ・Ⅲ類
 - ② 建築非構造部材 ※A類 ・B類
 - ③ 建築設備 ※甲類 ・乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）に準ずる。

(3) 建設の条件

- (a) 予定工事費 未定

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

※基本計画書

II 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

- ・総合
- ・構造
- ・電気設備
- ・機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(b) 実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

- ・総合
- ・構造
- ・電気設備
- ・機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(2) 業務概要

(a) 庁舎増築棟の設計・積算

（延床面積 2,000 m²、地上 3 階建て程度、増築に伴う既存棟の改修を含む）

(b) 既存庁舎の特定天井改修設計・積算

(c) 既存庁舎のエレベーター改修設計・積算

(d) 既存庁舎の内装壁タイルの改修設計・積算

(e) 既存庁舎の非常用発電機・蓄電池・防災設備更新設計・積算

(f) 既存庁舎の受変電設備改修設計・積算

(g) 既存庁舎の空調配管更新設計・積算

(h) 既存庁舎の出入口庇設置設計・積算

(i) 増築工事に伴う外構設計・積算（雨水処理・配管・配線・照明等含む）

(j) 上記増築及び改修工事を行うにあたっての仮設計画（工程計画含む）

(k) 増築工事に伴う建築確認申請業務（手数料は市負担）

(l) 守谷市開発行為に関する指導要綱及び中高層建築物事前協議に伴う申請業務

(m) 仮使用もしくは全体計画認定申請業務

(n) 概略工程表の作成

(o) 基本計画書を精査し、必要と判断される事項についての設計・積算

(p) その他上記工事に伴う附帯工事に関連した設計・積算

(q) 増築部分の地盤調査 2ヶ所

(3) 追加業務の内容及び範囲

- ・建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

※透視図作成（外観）

【種類（カラー彩色） 判の大きさ（A3） 枚数（1） 額の有無（有）】

※透視図作成（内観）

【種類（ ） 判の大きさ（A3） 枚数（2） 額の有無（ ）】

・模型製作

【縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）】

・模型の写真撮影

【カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）】

※確認申請に関する手続業務（必要な図面の作成は一般業務に含む。なお、手数料の納付は含まないが、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については受注者の

負担とする。)

- ※関係法令等に基づく各種申請手続業務（開発行為に関する申請業務、標識看板の作成、設置報告書等の届出）
- ※リサイクル計画書の作成（コスト縮減調書、リサイクル阻害要因説明書の作成を含む）
- ※概略工事工程表の作成
- ※災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ※エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成及びコンバートツールによるエネルギー消費性能の算定
- ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 2 項に規定する手続業務
 - ・アスベスト含有調査
 - 調査方法：JIS A 1481-2（建材製品中のアスベストの含有率測定方法—第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）
 - 箇所数：○箇所 ※調査箇所については、監督員と協議し決定すること。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。
- (e) 「建築工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (f) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。
- (g) 業務の検査時に必要な経費は、本仕様に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (h) 受託者は、業務を円滑に遂行するために必要な段階で市係員との打合せを行い、手戻り等のないように努めること。
- (i) 受託者は、入念な現地調査を行い、改修計画に反映すること。

(2) 適用基準等

本業務に茨城県及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

- | | | |
|-----------------------|-----|-------------|
| (a) 共通 | | (年版等) |
| ※官庁施設の基本的性能基準 | | (令和 2 年改定) |
| ※官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | | (平成 25 年制定) |
| ※官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | | (平成 8 年制定) |
| ・木造計画・設計基準 | | (平成 29 年制定) |
| ・木造計画・設計基準の資料 | | (平成 29 年制定) |
| ※官庁施設の環境保全性基準 | | (令和 3 年改定) |
| ※営繕工事積算基準（茨城県基準） | ※貸与 | (平成 29 年改定) |
| ※営繕工事共通費積算基準（茨城県基準） | ※貸与 | (平成 29 年改定) |
| ※営繕工事共通費積算基準資料（茨城県基準） | ※貸与 | (令和 3 年改定) |

※公共建築工事標準単価積算基準	(令和3年改定)
※公共建築工事積算基準等資料	(令和3年改定)
※営繕工事積算チェックマニュアル	(平成30年改定)
※建築物解体工事共通仕様書	(平成31年改定)
(b) 建築	
※建築工事設計図書作成基準	(令和2年改定)
※建築工事設計図書作成基準の資料	(令和2年改定)
※公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(平成31年版)
※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(平成31年版)
※公共建築木造工事標準仕様書	(平成31年版)
※建築設計基準	(令和元年改定)
※建築設計基準の資料	(令和元年改定)
※建築構造設計基準	(平成30年改定)
	(平成30年改定)
※建築構造設計基準の資料	(平成30年改定)
	(平成28年改定)
※建築工事標準詳細図	(平成28年改定)
	(平成27年改定)
※構内舗装・排水設計基準	(平成27年改定)
	(平成27年改定)
※構内舗装・排水設計基準の資料	(平成27年改定)
(c) 建築積算	
※公共建築数量積算基準	(平成29年改定)
	(令和3年改定)
※公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(令和3年改定)
(d) 設備	
※建築設備計画基準	(令和3年改定)
※建築設備設計基準	(令和3年改定)
※建築設備工事設計図書作成基準	(令和3年改定)
※公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成31年版)
※公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(平成31年版)
※公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成31年版)
※公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成31年版)
※公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(平成31年版)
※公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成31年版)
※雨水利用・排水利用設備計画基準	(平成28年制定)
	(2014年版)
※建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(2014年版)
※建築設備設計計算書作成の手引き((一社)公共建築協会)	(平成30年版)
※空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	(平成22年版)
(e) 設備積算	
※公共建築設備数量積算基準	(平成29年改定)
	(令和3年改定)
※公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(令和3年改定)
(3) 業務実績情報の登録の要否	
・要	

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

※不要

(4) 提出書類

(a) 受注者は、業務に着手するときは、契約図書に基づき、次の書類を提出するものとする。

- ① 業務工程表（様式第1号）
- ② 管理技術者及び照査技術者専（改）任通知書（様式第2号）
- ③ 業務計画書

(b) 受注者は、業務が完了したときは、成果物の納品書を添え、業務完了通知書（様式第6号）を提出するものとする。

(5) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

※業務工程（様式第1号と兼ねることができるものとする。）

※管理技術者（様式第2号と兼ねることができるものとする。）

※業務実施体制（様式第4号）

※協力者がある場合は、協力者の概要及び担当する業務内容（様式第5号）

※打合せ計画

※その他、監督員が必要に応じ指定する事項

(6) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

(a) 管理技術者

管理技術者の要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は建築士法第2条第3項に規定する二級建築士
- ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

※下記の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。

※18年以上

- ・13年以上
- ・8年以上
- ・5年以上

※管理技術者は、総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(b) 主任担当技術者

主任担当技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械の分野毎に1名配置するものとする。

※建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（総合に限る）

※下記の実務経験を有すること

※18年以上

- ・13年以上
- ・8年以上
- ・5年以上

※主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

※総合と構造

※電気と機械

(7) 貸与品等

貸与品等	摘要
※既存建築設計図書一式 ※既存工作物設計図書一式 ※既存敷地調査資料（柱状図）	

(8) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他（ ）

(9) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとする。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密も保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（ ）
 - ・指定部分の履行期限（ ）
- (b) 成果物の提出場所（ 総務部管財課 ）
- (c) 成果物の取扱いについて
提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、県が行う事務で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	写し	摘要
(a) 建築（総合）			
※建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面）	各1部	(3)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出
※工事費概算書	各1部	(3)部	上記と同じ
※仮設計画概要書	各1部	(3)部	上記と同じ
・			
(b) 建築（構造）			
※建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各1部	(3)部	上記と同じ
※工事費概算書	各1部	(3)部	上記と同じ
・			
(c) 電気設備			
※電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書	各1部	(3)部	上記と同じ
※工事費概算書	各1部	(3)部	上記と同じ
(d) 機械設備			
※機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書	各1部	(3)部	上記と同じ
※工事費概算書	各1部	(3)部	上記と同じ
・			
(e) その他			
※透視図	各1部	(3)部	上記と同じ
・ 模型	各部		
※リサイクル計画書	各部		
・		()部	
(f) 資料			
※設計経過説明書	各1部	(3)部	※A4判又はA3判 ※CD-Rによる提出
※各種技術資料	各1部	(3)部	上記と同じ
※各記録書	各1部	(3)部	上記と同じ
・			

(注)：建築（構造）、電気設備、機械設備、その他及び資料の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

：成果物のファイル形式は、原則としてPDF形式とする。

：電子媒体（CD-R）の提出部数は1部とする。

：「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品にあたっては、

(3)によるものとする。

(2) 実施設計

成果物等	原図	写し	摘要
(a) 建築（総合）			
※建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図	各1部	(1)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	各1部	(1)部	※A4判 ※CD-Rによる提出
.			
(b) 建築（構造）			
※建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図	各1部	(1)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出
※構造計算書	各1部	()部	※A4判 ※CD-Rによる提出
.			
(c) 電気設備			
※電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 電力設備図 電気自動車充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図	各1部	(1)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出

構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電経路図 構内通信経路図			
※特記仕様書	各1部	(1)部	※A4判 ※CD-Rによる提出
※電気設備設計計算書	各1部	(1)部	上記と同じ
・			
(d) 機械設備			
※機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図 機械式駐車設備図	各1部	(1)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	各1部	(1)部	※A4判 ※CD-Rによる提出
※機械設備設計計算書	各1部	()部	上記と同じ
・			
(e) 昇降機設備			
※昇降機設備設計図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 エスカレーター設備図	各1部	(1)部	※A3縮小判 ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	各1部	(1)部	※A4判 ※CD-Rによる提出
※昇降機設備設計計算書	各1部	()部	上記と同じ
・			

(f) 建築積算			
※工事費内訳明細書 (建築、電気設備、機械設備)	各1部		※A4判 ※CD-Rによる提出
※積算数量調書 (建築、電気設備、機械設備)	各1部		上記と同じ
※見積書等関係資料 (建築、電気設備、機械設備)	各1部		上記と同じ
※単価資料 (建築、電気設備、機械設備)	各1部		上記と同じ
(g) その他			
※透視図	各1部	(2)部	
※省エネルギー関係計算書	各1部	()部	※監督員との協議による
※リサイクル計画書	各1部	()部	※A4判 ※リサイクル阻害要因説明書、コスト縮減効果調書(様式第7号)を含む ※CD-Rによる提出
※概略工事工程表	各1部	()部	※A4判又はA3判 ※CD-Rによる提出
(h) 資料			
※各種技術資料	一式	()部	上記と同じ
※構造計算データ	各1部	()部	上記と同じ
※各記録書	一式	()部	上記と同じ

(注)：建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中にも含めることができる。

：設計図は、適宜、追加してよい。

：工事費内訳明細書等の作成は、茨城県単価(営繕積算システムRIBC2)を使用する。

：積算数量調書は、原則としてExcel形式で提出するものとする。

：設計図は、CADにより作成し、JWW形式及びPDF形式で提出するものとする。

：設計図の原図は白焼きとする。

：電子媒体(CD-R)の提出部数は1部とする。

：「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品にあたっては、(3)によるものとする。

：設計内訳書(金額除き原稿)をCD-Rにて10部提出する。

(3) 電子納品

CD-Rにより提出する場合は、下記によるものとする。

(a) 電子納品の対象となる各成果物等のファイル形式は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(b) 成果物等を格納したCD-Rは、必ずウイルスチェックを行う。

ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、新しいウイルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウイルスパターンの更新を行うものとする。

ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うため、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果物、電子成果物格納後の電子媒体で、計2回行うようにするものとする。

なお、CD-Rのレーベル面には下記の項目を直接印字するものとする(油性ペンによる手書きも可とする)。

記載事項	記載例
業務名称	〇〇基本・実施設計委託
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	守谷市長 松丸 修久
受注者名	〇〇建築事務所
ウイルスチェックに関する情報	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チェック年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

4. その他、業務の履行に係る条件